

●忘れてないかあの診療  
**症例研究**  
●落としてないかその点数

乳幼児加算等の算定について

小児の予期せぬケガの治療をするケースも多いかと存じます。小児の外傷の症例を例に小児の請求についてご紹介しますので、算定漏れのないよう、ご請求ください。

患者：4歳 男児  
主訴：転んで口をケガをした  
傷病名：左側 上唇裂傷，口腔外傷性異物  
|A B 外傷性の歯の脱臼，|A Pu エソ

月日	部位	療法・処置	点数
2月15日		初診	218
		乳幼児時間外加算 (20:30) 注①	+125
		公園で転倒し、母親と緊急来院。左側上唇に1cmの裂傷、出血(++)。裂傷部に小石の迷入を認める。 A Bは唇側に傾斜し脱臼を認める	/
	A B	X線 (デンタル・デジタル) 1 F	58
		A Bに脱臼を確認するも歯牙ハセツは認められず	/
	左側上唇	O A (ハリケイン)+浸麻(歯科用キシロカインct1.0mℓ)	/
		口腔内軟組織異物除去 注②	/
		裂傷部より止血鉗子を用い小石を除去	/
		生食にて洗浄	/
		小児創傷処理 (2.5cm 未満) 注②⑤	450
		6歳未満加算 (450×50/100)	+225
		時間外加算 (450×40/100)	+180
		左側上唇裂傷部1.5cm 3糸縫合	/
		圧迫止血にて止血確認	/
	A B	O A (ハリケイン)+浸麻(歯科用キシロカインct1.0mℓ)	/
		歯の再植術 注③⑤	1300×2
		6歳未満加算 (1300×50/100)	+650×2
		時間外加算 (1300×40/100)	+520×2
		A Bを徒手にて整復	/
	A A B C	TFix (困難なもの) 注④⑤	500
		6歳未満加算 (500×50/100)	+250
		時間外加算 (500×40/100)	+200
		スーパーボンドC & Bにて接着固定	/
		X線 (デンタル・デジタル) 1 F (確認)	48
		再植状態良好	/
		処方せん	68
		フロモックス小児用細粒100mg 1回 0.5包 1日3回	/
		3日分 毎食後	/
		カロナール錠200 1回 1T 3回分 疼痛時	/
2月15日		電話再診 22:15	42
		④ 注⑥	10
		母親より医院に電話あり、口唇縫合部位より血がにじむのが気になるとのこと、清潔なガーゼやティッシュで10~20分の圧迫・止血を指示。その後止血確認の電話あり (22:40)	/

月日	部位	療法・処置	点数
2月16日		再診	42
		④	10
	左側上唇	腫脹(++)、出血(-)、疼痛(-)	/
	A B	再植状態良好	/
		sp (H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> +ネオステリングリーン)	/
		歯管(初回・文書提供) 注⑦	110
		母親に説明し同意を得る	/
2月19日		再診	42
		④	10
	左側上唇	口唇裂傷部良好。抜糸3糸	/
	A B	良好。著変なし	/
2月26日		再診	42
		④	10
	左側上唇	口唇裂傷部良好	/
	A B	A Bともに歯牙の変色を認めるが、動揺は消失してきている。あと1カ月経過観察する旨を説明。 A Bが失活しFistel等が出現した場合は根管治療の必要性を母親に説明	/
3月22日		再診	42
		④	10
	左側上唇	裂傷部良好	/
	A	根尖部にFistel(+)	/
	B	歯髄電気診にてVitalを確認	/
	A A B C	TFix除去 注④	30
		6歳未満加算 (30×50/100)	+15
	A	感根処 注③	144
		6歳未満加算 (144×50/100)	+72

中略

《解説》

注① 6歳未満の乳幼児に時間外、休日または深夜に診療した場合は乳幼児時間外加算、乳幼児休日、乳幼児深夜加算を算定し、乳幼児加算を算定しない。

時間外の標準は、概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日の場合は午前8時前と正午以降)及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日とする保険医療機関における当該休診日。ただし、保険医療機関が常態として診療応需の態勢をとり、診療時間内と同様の取扱いで診療を行っているときは時間外の取扱いとはしないとなっている。

注② 口腔内軟組織異物除去と口腔内縫合術(創傷処理)は、同一手術野に複数の手術を同時に行った場合に於けるため、主たる手術の所定点数のみの算定となる。

注③ 外傷性の歯の脱臼に対して歯の再植術を行った場合に算定する。併せて同時に抜髄及び根管充填に係る費用は別に算定できる。幼若永久前歯の脱臼時の再植の場合は、歯内療法を後日実施した場合には歯内療法に係る費用は別に算定できる。

カルテには手術内容の要点を記載する。

注④ 外傷による歯の脱臼を暫間固定した場合は困難なものの所定点数を算定する。3月22日に暫間固定装置の除去も算定した。

注⑤ 6歳未満の乳幼児に時間外に処置・手術を行った場合は、処置・手術の所定点数に、乳幼児加算と時間外加算をそれぞれ加算する。

注⑥ 電話等により治療上の意見を求められた場合、再診料が算定でき、乳幼児加算も併せて算定できる。

注⑦ 外傷性の歯の脱臼の傷病名であっても、歯科疾患管理料の算定要件を満たす場合は算定ができる。また、本症では患者本人が小児で意思疎通が難しいため母親に説明して、同意を得て、母親に患者記入欄を記載してもらい文書提供した。

\*実態に即してご請求下さい\*